

令和 6 年 8 月 3 0 日

環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室
特定廃棄物対策担当参事官室

デジタル原則を踏まえた平成二十三年三月十一日に発生した
東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により
放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する
特別措置法等の適用に係る解釈の明確化等について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、代表的なアナログ規制 7 項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に関する規制等の見直しが求められております。

これを受けて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）や平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）等のうち法令上の解釈の明確化を図ることとされている事項等について、下記のとおり整理いたしましたので、御了知願います。

（参考）

○デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

（1）目視規制について

別表 1，2 に掲げる当室所管の法令における実地調査及び立入検査（以下「目視規制」という。）については、これらの条項の規程上、オンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない。

(2) 定期検査・点検規制について

別表1に掲げる当室所管の法令における定期検査・点検規制については、放射線の量の測定等、個々の状況を勘案の上、活用が可能な分野については必要に応じてデジタル技術を活用されたい。

(別表1)

法令名称	条項	規制の種類
放射性物質汚染対処特措法	第18条第4項	目視規制
放射性物質汚染対処特措法	第27条第3項	目視規制
放射性物質汚染対処特措法	第34条第3項	目視規制
放射性物質汚染対処特措法	第34条第5項	目視規制
放射性物質汚染対処特措法	第50条第1項	目視規制
放射性物質汚染対処特措法	第50条第2項	目視規制
放射性物質汚染対処特措法	第50条第3項	目視規制
放射性物質汚染対処特措法	第50条第4項	目視規制
放射性物質汚染対処特措法	第50条第5項	目視規制
放射性物質汚染対処特措法	第50条第6項	目視規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第24条第1項第3号ロ	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第24条第1項第4号	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第24条第2項第1号	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第25条第1項第3号ハ	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第25条第1項第5号ロ	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第25条第1項第6号ロ	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第25条第1項第7号	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第25条第2項	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第26条第1項第3号イ(2) (イ)	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第26条第1項第3号イ(2) (ロ)	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第26条第1項第3号イ(2) (ハ)	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第26条第1項第3号イ(3)	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第26条第1項第4号	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第26条第2項第4号ハ(1)	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第26条第2項第4号ハ(2)	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第26条第2項第4号ハ(3)	定期検査・点検規制

放射性物質汚染対処特措法施行規則	第 26 条第 2 項第 4 号ニ	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第 26 条第 3 項第 1 号	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第 26 条第 4 項第 1 号	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第 26 条第 4 項第 2 号イ(2) (イ)	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第 26 条第 4 項第 2 号イ(2) (ロ)	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第 26 条第 4 項第 2 号ハ(1)	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第 26 条第 4 項第 2 号ハ(2)	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第 26 条第 4 項第 2 号ハ(3)	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第 43 条第 4 号	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第 58 条第 1 項第 4 号ロ	定期検査・点検規制
放射性物質汚染対処特措法施行規則	第 58 条第 1 項第 5 号	定期検査・点検規制

(別表 2)

告示名称	制定年月日及び告示番号	規制の種類
特定廃棄物の埋立処分の場所に係る 外周仕切設備の要件	平成 25 年 2 月 28 日環境 省告示第 15 号	目視規制